

資料 1

「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する
基本的な考え方について」（答申）（案）

平成 27 年 8 月 18 日

大阪府男女共同参画審議会

目 次

(頁)

I. はじめに	1
II. 大阪を取り巻く最近の社会経済情勢について	2
III. 男女共同参画を取り巻く課題について	3
IV. 新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について	10
1. 基本理念	10
2. 計画期間	10
3. 数値目標等	10
4. 基本的方向性とそれを踏まえて取り組むべき事項	10
5. 男女共同参画社会の形成に向けて（推進体制について）	21
V. おわりに	22
参考資料	23

「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する 基本的な考え方について」（答申）

I. はじめに

大阪府では、平成13年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成18年に一部を改訂され、平成23年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」（以下、「現行プラン」という）が策定されました。そして現在、当該プランに基づく男女共同参画施策が進められてきたところです。

この間、社会全体で男女平等と感じる府民の割合は着実に増加するとともに、「イクメン」「イクボス」など男性の育児・家事への参画の広がりが話題となるなど、男性の意識や行動に変化の兆しが見られ、一定の進展がありました。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は未だ解消されているとはいえない。また、審議会等委員など政策・方針決定の場への女性の参画は着実に進んでいるものの、男性よりも少ない状況です。

少子高齢化の急速な進展により、人口減少局面に入り、社会経済情勢が変化しつつある中、国は「女性の力」は「我が国最大の潜在力」であり、その発揮が我が国社会の活性化につながっていくとの認識のもと、「女性が輝く社会づくり」をテーマに取組みを進めています。また、日本経済の再生を目指した「三本の矢」の一つ、「成長戦略」の中でも「女性の活躍推進」をその中核に位置付け、取組みを進めています。

平成27年1月29日、本審議会は大阪府知事から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問を受けました。現行プランにおける施策の検証・評価を行い、明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、より実効性のある男女共同参画計画の策定に向け審議を重ね、この度「新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申をとりまとめました。

この答申が府の新たな男女共同参画計画の策定に最大限反映され、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進むよう期待します。

II. 大阪を取り巻く最近の社会経済情勢について

平成23年の現行プランの策定後、次のような社会経済情勢の変化がありました。

1. 少子高齢化の一層の進展

府における合計特殊出生率は平成22年の1.33（全国1.39）から平成27年には1.17（全国1.21）に減少する見込みであり、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢化率（65歳以上の割合）は平成22年の22.4%から平成27年には26.4%に増加する見込みであるなど少子高齢化が一層進展しており、平成22年以降、府の総人口も減少することが見込まれています。労働力人口についても平成7年の約466万人をピークに減少傾向にあり、平成22年には約415万であり、約51万人減少しています。

2. 依然として不安定な雇用情勢

雇用情勢は改善しつつあるものの、府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、平成26年は全国平均の完全失業率は3.6%に対し、府は4.6%となっています。また、非正規就業者割合は平成19年の38.6%から平成24年には41.3%に増加しており、全国的にも4番目に高い状況となっています。

3. 単身世帯やひとり親世帯の増加

単身世帯は平成17年の115万2千世帯（32.1%）から平成22年には136万8千世帯（35.9%）に、このうち65歳以上の単身世帯は平成17年の34万世帯（9.5%）から平成22年には38万世帯（11.3%）に増加しています。また、ひとり親世帯も平成17年の約11万5千世帯（3.2%）から平成22年には約12万5千世帯（3.3%）に増加しています。人間関係が希薄化する中、社会から孤立しがちな家庭が増えています。

III. 男女共同参画を取り巻く課題について

本審議会では「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」（諮問）を検討するにあたり、まず、現行プランに基づき実施されてきた施策について、事業所管課による1次評価、男女参画・府民協働課による2次評価を行いました。その結果を踏まえて本審議会による3次評価を実施し、以下のとおり、これまでの取組みに対する現状と課題を整理しました。

1. 男女共同参画による社会の活性化

- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・大阪の大都市圏の魅力や国際性を活かした男女共同参画

(1) 現状

府においては政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて数値目標を設定し、女性人材情報の収集や審議会委員への女性登用の働きかけなどの取組みを進めてきました。しかし、例えば平成26年4月時点で、平成27年度までに府の審議会委員の女性登用率を40%以上とした目標の達成が難しい状況です。

女性職員の職域拡大については、府庁各所属に女性職員を複数配置するなどの取組みを行うとともに、管理職への登用促進などの取組みを進めています。

そして、女性や子育て世帯にとって魅力あるまちにするため、安全なまちづくりに関する取組みや府営住宅の新婚・子育て世帯向け募集の実施など住宅支援に関する取組みが進めているところです。

これらの取組みを通じ、男女共同参画を進めることにより、社会の活性化を図つてきました。

(2) 課題

以上の現状等を踏まえ、以下のとおり、課題を整理しました。

- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、さらなる取組みが必要であること。
- ・審議会等委員への女性登用を進めるためには、女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があること。このため、女性人材を発掘することや女性登用の成功事例を共有することなど、府がコーディネート機能を果たすことが必要であること。

- ・理工系など女性委員等が少ない分野については、長期的な視点に立ち、学校教育において企業へのインターンシップにより職業観を醸成することや女性ロールモデルの体験談を共有することなど、キャリア教育のさらなる推進を図る必要があること。
- ・府の女性管理職比率を高めていくためには、子育て、介護と両立しながら働き続けることができるよう、雇用環境を更に改善していくこと、職員自身のスキルやノウハウを向上させること、およびロールモデルやメンターによるアドバイスを行うことなど、中・長期的な視点からの人材育成が必要であること。
- ・現状の取組みを「見える化」していくことや、いつまでにどのレベルまでを目指していくのか目標値を設定することが重要であること。

2. 仕事と生活の調和の推進

- ・男女とも仕事と生活の調和を図り、心豊かな生き方ができる環境の整備
- ・多様なライフスタイルに対応した子育て支援
- ・生涯を通じた男女の健康支援

(1) 現状

就業構造基本調査によると、大阪の女性の20歳から59歳までの就業率は全国ワースト3であること、家事や育児等を理由に第一子出産後、約6割の女性が仕事を辞める状況にあり、また、就業率は30歳代の出産・育児期に低下していることなど、依然として、育児と仕事の両立が難しい状況が明らかになっています。

府が昨年度実施した「男女共同参画に関する府民意識調査」(以下、「府民意識調査」という)によると、女性が働き続けるために必要なこととして、半数以上の方が「育児・介護休暇制度の充実」、「企業経営者や職場の理解」を挙げています。また、女性が再就職しやすくなるために必要なこととして約4割の方が「育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及」と「企業経営者や職場の理解」を挙げています。

多様化するライフスタイルに対応した子育て支援策として、長時間の開園や休日保育・夏休み保育など多様なニーズに応じたサービスを実施する私立幼稚園に対する助成や、待機児童解消のため保育所等を整備する市町村への補助などを実施することにより、保育所入所児童枠の目標値が達成されるとともに、保育所入所待機児童が発生していない市町村数も増加するなど、一定の進捗が見られるところです。また、平成27年度からは、教育・保育の実施主体である市町村において、教育・保育の提供体制について計画を策定し、保育所等利用待機児童の解消に向けて取り組んでいるところです。

生涯を通じた男女の健康支援として、保健所等において、健康相談や啓発、自殺予防のための対策および、「がん」の予防や早期発見のための対策などを進めてきました。

がん検診受診率、妊娠11週以下の妊娠届出率、自殺死亡者数ともに現行プランの目標値に近づきつつあるものの、近時、過重労働や職場の人間関係により、ストレスや不調を訴える労働者が増加している傾向も見られます。

(2) 課題

以上の現状等を踏まえ、以下のとおり、課題を整理しました。

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）（注：第189回国会に提出中。可決・成立した場合。以下同じ）を受けて、今後、女性の活躍推進に向けた取組みが加速することが見込まれるため、法の趣旨に沿った取組みが必要であること。
- ・男女がともに子育てをしながら働き続けやすい環境整備を進めるためには、職場の理解の促進が必要であること。とりわけ経営者の理解は就業継続に向けた制度創設・充実を図る上で不可欠なことから、経営者に対して更なる意識啓発を進めることが必要であること。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する職場の意識醸成に向けた研修など意識醸成を図る取組みだけでなく、長時間労働のは正、テレワークなどの在宅勤務やフレックスタイムの導入など、柔軟な働き方が選択できる仕組みづくりが必要であること。
- ・職場におけるパワーハラスメントや女性に対するセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどは重大な人権侵害であり、女性の就業継続の阻害要因であるため、相談体制の充実や啓発研修などの取組みが必要であること。
- ・子育てや介護をしながら働き続けることに不安を持つ社員に対して、府はロールモデルを派遣するなど、支援する取組みが必要であること。また、女性管理職のネットワークの構築などを支援する取組みも必要であること。そして、このような取組みは民間と協働することで効果を高めることができること。
- ・保育については「子ども・子育て支援新制度」に基づき、さらに効果的な子育て支援に取り組む必要があること。特に、待機児童解消に向けた更なる取組みを進めるとともに、休日保育、延長保育、一時預かりや病児保育など多様なニーズに対応し、より一層の充実が求められていること。
- ・健康支援については、引き続き、がん検診受診を促進するとともに、労働者の健康管理に関する普及啓発を実施することや定期的なストレスチェックの実施を促進すること、うつ病等の心の健康面についても対策を進める必要があること。

3. セーフティネットの充実

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・様々な困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 現状

府では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて「女性に対する暴力をなくす」運動期間などのさまざまな機会を捉えた啓発活動等の実施や、DV被害者対応マニュアル、デートDV（恋愛暴力）予防啓発用DVDなどの作成、配付に取り組んでおられ、府民意識調査では配偶者等からの暴力（以下、「DV」という）を夫婦間での暴力として認識する割合が高まるなど、一定の啓発効果が見られます。

DV基本計画を策定した市町村数は33市町（目標値は平成27年度末時点で30市町村）に増え、また、配偶者暴力相談支援センターの設置数も増加するなど、府全体としての環境整備は進んでいると考えています。

しかし、府民意識調査によるとDV相談窓口として「警察」と回答した人が男女とも7割を超えており、「配偶者暴力相談支援センター」や「女性のための総合的な施設」と回答した人は2割にも達していません。また、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は5割を超えており、その理由の多くが「相談するほどのことではない」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていける」となっています。

これまでから人権相談をはじめ、女性相談、外国人相談など地域の実情に応じて様々な相談事業を行う市町村に対する支援が行われてきました。そして、高齢者福祉や障がい者福祉の充実に向けた取組み、高齢者の就業促進や障がい者の就労支援に向けた取組みが行われるとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づく障がい者、高齢者などすべての人に配慮した施設の整備や、「大阪府安全なまちづくり条例」に基づく犯罪のない、安全・安心なまちづくりが進めてきました。

(2) 課題

以上の現状等を踏まえ、以下のとおり、課題を整理しました。

- ・DVについては相談件数や一時保護件数の増加といった深刻な状況が続いており、今後とも市町村・他府県や関係機関と連携することや、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めていく必要があること。
- ・DVには様々な要因が複雑に関係することが多いことから、医療機関や福祉機関との連携が必要であること、また、児童虐待防止法等の観点から教育機関等とも連携した取組みが必要であること。また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃から男女共同参画への理解を深める教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつ

くらないためにDV予防に関する啓発、教育を引き続き重点的に推進していく必要があること。また、加害者への啓発、教育についても検討する必要があること。

- ・「配偶者暴力相談支援センター」など公的な相談機関の認知度が低いことから、相談機関を広く周知させるための情報発信の在り方を検討することや相談者の育成に力を入れていく必要があること。
 - ・DVの被害者の5割以上が誰にも相談していないことから、被害者が相談しやすい相談機関のあり方について、検討を進める必要があること。
 - ・性暴力被害についてはデートDVと同様、若い世代から予防のための啓発に取り組む必要があること。あわせて、広く府民に対して「性暴力救援センター・大阪（S A C H I C O）」の周知を図り、早期に被害者ケアを行うなど、被害者支援に向けた取組みを検討する必要があること。
 - ・外国人については言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続き外国人のDV被害者の相談支援を行なう必要があること。そして、外国人にも配慮した防災に関する支援体制を整備する必要があること。
 - ・障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、施策を推進する必要があること。
- さらに、性同一性障害などを有する人々、男女問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人もいることに留意して、施策をすすめていく必要があること。

4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画

- ・男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組みの推進
- ・男女共同参画の理解の促進

(1) 現状

府は、男性を対象に男女共同参画についての啓発講座を行うとともに、学校においても男女平等教育指導事例集などの教材の活用を促し、教職員に対する男女共同参画の視点を取り入れた研修の実施、キャリア教育の推進のための冊子の作成・配付を行ってきました。

また、大学生と企業経営者、ロールモデルとの交流を通じて、職業観を醸成し、将来のキャリアプランを考える啓発に取り組んできました。

前述の府民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」と回答した人の割合（45.5%）は前回（平成21年度）の府民意識調査時よりも減少している一方、家事参加時間では男性が30分未満、女性が3時間以上が最も多い、という結果が出ています。また、7割以上が「男性の子育てへの参画が以前より進んでいる」と思う一方、「男性の介護への参画が以前より進んでいる」と思う

割合は5割を下回っています。そして、「男女共同参画」という用語を「聞いたことがある」と回答した割合は女性、男性ともに5割以上であるものの、現行プランの目標値（平成27年度末100%）には達していない状況です。

（2）課題

以上の現状等を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

- ・女性の職業生活における活躍を推進するためには、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男性が家事や育児に関わることを当然とする意識の改革が必要であること。
- ・企業はワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、長時間労働の抑制や男性の育児休業をはじめとする休暇制度の整備、充実などに今まで以上に取り組むことが必要であること。
- ・女性が育児をしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での育児や家事を「共に担うもの」と考える意識改革を図っていくことが必要であること。そして、そのきっかけとして男性の育児休業の取得促進を図ることは当人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組みと考えられること。
- ・男女がともに対等な存在であるという意識を子どもの頃から形成していくことが重要であり、男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図る必要があること。
- ・「働くこと」に対する意識を高めていく上で、社会に出るまでの教育が果たす役割は大きいこと。男女に関わらず、成長の各段階において、職業観や社会で果たすべき役割など幅広いキャリア教育の実施が求められること。
- ・退職後においても、地域における子育ての担い手となるなど男性が子育てに関わることが期待されていること。
- ・高齢社会における介護に対して男性が積極的に参画するよう、企業においては支援制度の整備・充実を図るとともに、行政においては啓発を行っていく必要があること。

5. 地域力アップへの支援

- ・地域の「元気力」アップ

（1）現状

府では、男女が共に地域活動の担い手として、活力ある地域社会づくりに寄与する取組みを進めてきました。また、地域課題の解決に向け「新しい公共支援事業」や、いわゆる共助社会の実現に向けた基本的考え方として「大阪府府民協働促進指針」の策定や「市民公益税制」の導入に向けた取組みなどを進めてきました。

しかし、府民意識調査によると「地域活動が以前よりも活性化している」と思う府民の割合は約3割であり、目標値である50%には届いていません。また、地域の「何

らかの社会活動に参加している」人の割合は27.5%であり、地域活動に参加できない主な理由として「仕事との両立が難しい」、「活動時間が合わない」があがっています。

(2) 課題

以上の現状等を踏まえ、以下のとおり、課題を整理しました。

- ・地域活動としての自治会活動に対する参加意識は高いものの、仕事との両立ができないなどの理由により、地域活動への参加が進んでいない実態が明らかとなっている。とりわけ、男性の自治会活動や防災活動への参画促進には企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要であること。
- ・近年の震災における経験から、地域における防災力の強化には女性の視点が不可欠であることが明らかとなっており、この視点からも防災体制を整備していくことが必要であること。
- ・平成26年度に導入した市民公益税制を契機として、府内市町村に対して制度導入を働きかけ、寄附を通じた各団体の活動の支援により、各地域のさらなる元気力アップを図っていく必要があること。

6. 官民協働による推進体制の充実・強化

今後、男女共同参画社会の実現に向けた取組みや女性の活躍推進に向けた取組みを効果的・効率的に進めていくには、府庁関係部局をはじめ、市町村、経済団体、大学、NPO、各種の関係団体等との連携をさらに強化していくなど、府庁内外にわたるネットワークを活用しながら、オール大阪で推進体制を充実・強化していく必要があります。

IV. 新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について

本審議会では、こうした男女共同参画の現状や課題を踏まえ、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関して、次のとおり、基本的な考え方をお示しします。

1. 基本理念

平成14年4月、男女共同参画社会の実現を目指すための指針として府が策定した、「大阪府男女共同参画推進条例」は、次の5つの基本理念を定めています。この条例の基本理念は現在においても男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、新計画においてもこの5つの基本理念を念頭に置き、男女共同参画を推進していくことが重要であると考えます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女共同参画への影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組みへの考慮

2. 計画期間

昨今、社会経済情勢は急速に変化しており、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくため、新計画の計画期間はおおむね5年間とし、取組みを進めていくことが望ましいと考えます。

3. 数値目標等

男女共同参画の現状等を府民にわかりやすく示すため、現行プランでは府民の意識及び行動等に関する14の指標、及び施策の推進に関する15の指標を設定しています。

新計画では、男女共同参画の現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりやすく府民に示していくため、具体的な数値目標を設定することが望ましいと考えます。

4. 基本的方向性とそれを踏まえて取り組むべき事項

男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、今後さらに男女共同参画を進めていくためにはこれまでの取組みの視点に加え、新計画の基本的な方向性に新たな視点を取り入れていくことが必要です。

具体的には、女性活躍推進法による女性の活躍推進を進める国の政策動向や今日的な課題等も踏まえつつ、より分かりやすい新計画を策定するという観点から、次の3つの基本的方向性のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていくことが望ましいと考えます。

[基本的方向性]

- 基本的方向性1 あらゆる分野における女性の活躍
- 基本的方向性2 健やかに安心して暮らせる社会づくり
- 基本的方向性3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成

基本的方向性「1 あらゆる分野における女性の活躍」

- (1) 「男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」
- (2) 「政策・方針決定過程への女性の参画促進」
- (3) 「女性の活躍推進」

(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、すべての女性が活躍できる社会づくりは経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも重要です。また、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪をめざし、男女ともに育児・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していくことが重要です。

【具体的な取組み例】

① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備

働きたい男女が就業し、育児・介護等をしながら就業を継続することができ、その能力を十分発揮できるような環境整備を進めるためには、男性正社員を前提とした長時間労働や既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする「男性中心型の働き方」を見直すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進することが重要です。その際、「経営者・職場の理解」をあわせて進めていくことが重要です。

企業等においては、働き方の見直しにより労働生産性を向上させ、長時間労働を抑制していくことや、テレワークなどの在宅勤務やフレックスタイム制度を導入することなど柔軟な働き方が選択できる仕組みを導入し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。また、子育てや介護について男性の積極的な参画が促されるよう各種休暇制度の整備・充実を図っていくことも必要です。そして、府は育児や介護をしながら働き続ける女性を支援するため、子育て、介護をしなが

ら働き続けているロールモデルやメンターを派遣し、アドバイスする機会を設定するなどコーディネート機能の発揮に努める必要があります。

経営者・職場の理解を促進していくためには、企業経営者・管理職の意識改革が重要であり、これらの者を対象とした意識啓発を進めていく必要があります。その意識啓発を行うにあたっては、行政、経済団体、企業、大学など産官学のオール大阪で取り組むことで啓発効果がより高まることが期待できることから、「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」のような産官学による組織を活用し、今まで以上に連携や協力に努めていく必要があります。

② 仕事と子育てとの両立

今年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。この制度では教育と保育とを一体的に行う「認定こども園」のより一層の普及や、一時預かり、放課後児童クラブの拡充など子育て家庭の支援の充実などが示されており、これらの施策を活用しながら、今後とも待機児童解消に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

また、多様化するライフスタイルに対応できるよう、休日保育、延長保育、病児保育などの環境整備の充実が求められると考えます。

③ 退職後の再就職・起業等の支援

出産、子育てなどの理由により、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、相談体制の整備・充実を図るとともに、再就職に向けた学び直しのための講座情報の提供など、再就職を支援するための情報提供に努めることが必要と考えます。

また、起業等を希望する人に対して、起業等に関する情報の提供や相談などの支援に努めることも必要です。

④ 働く男女の健康管理対策の推進

昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係に加え、介護などの家庭事情、過重労働などが影響していると考えられます。このため、男女を問わず心身の健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しや介護休暇等の休暇制度の充実、相談体制の整備などの取組みを進めが必要と考えます。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

大阪を元気なまちにしていくためには、政策立案、企業経営、地域活動に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。そのためには政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、社会や企業などの組織風土を変革していくことが重要であると考えます。

【具体的な取組み例】

① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、さらなる取組みが必要と考えます。

まず、審議会等委員への女性登用を進めるためには女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があるため、企業や大学等の力も借りながら、技術系や医療系分野などの女性人材の発掘に努めるとともに、ニーズに沿った人材を紹介したり、経済団体等と連携して女性登用の成功事例を共有するなどのコーディネート機能を果たすことが必要と考えます。また、自治会、PTAなど地域における多様な方針決定過程への女性の参画を進めていく取組みも必要です。

次に、女性管理職比率を高めていくためには、意欲ある女性職員が将来、自立的にキャリア形成を図り、活躍できるようロールモデルやメンターによるアドバイスを行うことなど、中・長期的な視点からの人材育成が必要です。また、女性活躍推進法に基づき、女性管理職比率の状況把握・分析を踏まえた定量的目標や取組内容などを含む事業主行動計画を策定することも必要です。

そして、女性の積極的活用により業績が伸びた企業事例を紹介するなど、女性の活用が今後の企業成長に繋がることを幅広い機会を捉えて、経営者をはじめ指導者層に対して啓発していくことも必要です。

② 理工系分野等の女性人材の育成

理工系など女性委員等が少ない分野については従前の取組みに加え、長期的な視点から、例えば、学校教育の中で企業へのインターンシップを行い、生徒たちの職業観を醸成していくことや、「女性ロールモデル」の実践的な体験談を通じて、子どもたちが将来を思い描く機会を提供することなど、キャリア教育のさらなる推進を図る必要があると考えます。

(3) 女性の活躍推進

豊かで活力ある社会の実現を図るために、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に發揮されることが重要と考えます。

そのためには、女性活躍推進法に基づき、取組みを着実に進めていくことが重要と考えます。また、今年は男女雇用機会均等法制定後30年を迎える節目の年であり、今後も引き続き、男女雇用機会均等を進めていくことが重要と考えます。

【具体的な取組み例】

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組みの実施

女性活躍推進法では、地方公共団体は当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるものとされていることから、法に基づき、ただち

に推進計画を策定することが重要です。また、府自身も事業主としてただちに事業主行動計画を策定することが必要です。

企業においては、労働者が301人以上の一般事業主は事業主行動計画の策定が義務化され、労働者が300人以下の一般事業主は事業主行動計画の策定が努力義務とされています。府は、労働者が301人以上の一般事業主に対しては国の動きと歩調をあわせつつ、労働者が300人以下の一般事業主に対しては国の機関と連携しつつ、事業主行動計画の策定を呼びかけることなどに取り組んでいくことが重要と考えます。

② 男女雇用機会均等の更なる推進

男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、キャリア教育等の場においても啓発を行っていくことが必要と考えます。また、同一価値労働同一賃金は男女雇用機会均等を推進していく上で忘れてはならない視点と考えます。

基本的方向性「2 健やかに安心して暮らせる社会づくり」

- (1) 「生涯を通じた男女の健康支援」
- (2) 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
- (3) 「様々な困難を抱える人々への支援」

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。男女とも心身及び健康について知識・情報を得て主体的に行動し、健康を享受できるよう取組みを進め、生涯にわたる健康支援を進める必要があります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意して施策の展開を図る必要があります。必要があります。

【具体的な取組み例】

① 女性の健康対策の推進

女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行うとともに、産前・産後の女性が活躍しやすい環境の整備を進めることができます。

そして、女性のからだの悩みに対する相談の実施や総合的な周産期医療体制の充実を図ることなど妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保する必要があります。

ます。また、不妊等に悩む人に対し治療等に関する情報提供や相談を実施するも必要です。

② 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進

学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、女性の健康に関する事項についての総合的な教育・啓発を行うことや相談体制を整備することが必要です。

また、性行動の低年齢化は性感染症など次世代への影響を及ぼしかねない問題との理解を深めるため、性に関する正しい知識の普及に取り組むことも必要です。

③ 子どもの保健・医療の推進

妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療など医療提供体制を整備することや、小児科医の医療機関情報を提供することが必要です。また、住民に身近な市町村においては妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健指導、相談指導などに取り組むことも必要です。

④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進

府民の死亡原因の1位であるがんの早期発見のため、引き続き、がん検診の受診促進を図る必要があります。特に、乳がんや子宮頸がんは女性の若い世代に多いがんであり、25歳～49歳の女性のがんの約4～6割を占めることから、がん検診受診を促進し、早期発見・早期治療を実現していくための取組みが必要です。また、自殺者数は減少傾向にあるものの、ストレスを抱えている人は増えていることから、定期的なストレスチェックの実施を促進するなど、うつ病等の心の健康面について引き続き対策を進める必要があります。

⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止

喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及を行うことなどにより、禁煙を望む人を増やしていくこと、受動喫煙の防止を推進すること、未成年者の喫煙防止や喫煙習慣化を防止する教育を推進することが必要です。

また、飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒についての知識の普及を行うことも必要です。

そして、乱用薬物の供給を遮断するとともに、薬物乱用を未然に防止する教育・啓発を行うこと、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境の形成を進めていくことも必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、女性に対する暴力は多様化する傾向にあり、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

【具体的な取組み例】

① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進

D Vについては、相談件数や一時保護件数の増加といった深刻な状況が続いており、今後とも市町村・他府県や関係機関と連携することや、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃からの教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつくらないため、D Vの予防に関する啓発を重点的に推進していく必要があります。併せて加害者への教育や相談についても検討していく必要があります。

② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組みの推進

「配偶者暴力相談支援センター」などの相談機関は一定整備されつつありますが、公的な相談機関の認知度は依然として低いことから、こうした相談機関を広く周知し、活用してもらえるよう情報発信の手法等を検討する必要があります。

また、D Vの被害者の約半数が誰にも相談していない現状を踏まえ、被害者が相談しやすい相談機関についての検討を進めるとともに、D V被害者が暴力から逃れ、安心して新たな生活を営めるよう相談対応の質の向上を目指すことが必要です。

性暴力被害やデートDVについては、若い世代を対象とした、未然防止のための啓発に取り組む必要があります。あわせて、「性暴力救援センター・大阪（S A C H I C O）の周知を図るとともに、カウンセリングなど被害者支援に向けた切れ目のない取組みを一層推進していく必要があると考えます。

ストーカーについては、ストーカー規制法等に基づく適正な対応のほか、引き続き、相談体制の充実に努める必要があると考えます。また、売買春や人身取引については、啓発活動の推進に努める必要があると考えます。

職場におけるパワーハラスメントや女性に対するセクシュアルハラスメントなどは重大な人権侵害であるとともに、女性の就業継続の阻害要因でもあり、こうした女性への一層の支援が必要と考えます。また、マタニティハラスメントなど妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けることがないよう、事業主、労働者等へ啓発を行っていくことも必要と考えます。

また、児童虐待対応の中心的役割を担っている子ども家庭センターと連携して虐待防止のための啓発事業を行うことや、児童ポルノに関する取締りの強化なども必要です。

(3) 様々な困難を抱える人々への支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、DVや児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらすことから様々な取組みが必要です。

【具体的な取組み例】

① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化

様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、府庁関係部局が連携して、市町村や地域福祉団体、民間団体等と連携した取組みを進める必要があります。また、身近な相談窓口の情報などの各種支援情報について、市町村や民間団体等と連携して情報発信していく必要があります。

② ひとり親家庭や障がい児への支援

母子家庭などひとり親家庭の自立支援を推進するとともに、市町村等が実施する事業が円滑に進むよう支援することが必要です。また、障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるように、現在実施している福祉、保健、医療等の支援を引き続き行っていくことも必要です。

③ 子育て世帯への支援

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、現在行っている教育費や医療費など子育てに関する費用の助成等を継続することが重要です。また、駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等についてエレベーターやトイレのベビーシートを設置することなど妊婦や子育て世帯にやさしいまちづくりの取組みを進めていくことも必要です。

④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進

介護保険サービス基盤の充実や相談・苦情対応窓口の整備、事業者・施設に対する指導など介護保険サービス提供体制のより一層の充実を図るとともに、介護予防に向けて取り組むことや生活支援サービスの充実を図っていくことが必要です。

そして、高齢者の就業意欲や技能を活かし、生きがいをもって働くことができるよう、国、市町村など関係機関と連携しながら就業機会の確保・拡大に努めることも必要です。また、障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの提供や就労支援に努めることも必要です。

⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり

府営住宅におけるバリアフリー化の推進など、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備していくことが必要です。

⑥ 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労等の機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、DVや児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であることから、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組みが必要です。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

性同一性障害などを有する人々、男女を問わず性的指向（同性愛、両性愛等）を理由として困難な状況に置かれている人々もいるということに留意して、施策を進めていく必要があります。

外国人については言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続き、外国人のDV被害者の相談支援を行なうとともに、外国人にも配慮した防災に関する支援体制を整備する必要があります。

基本的方向性「3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成」

- (1) 「子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発」
- (2) 「男女共同参画意識の醸成」
- (3) 「地域活動への参画促進」
- (4) 「多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進」

(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識に形成された固定的な性別役割分担意識を解消していくことや、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していくことが重要であり、そのための理解を深めるための教育や啓発活動は様々な取組みの中の根幹をなすものとして取り組む必要があります。

特に、次世代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう子どもの頃から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくことが必要です。

【具体的な取組み例】

① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

男女がともに対等な存在であるという意識形成を子どもの頃から行なうことが重要であり、家庭と連携しつつ、引き続き男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図る必要があります。また、「働くこと」への意識を高めていく上で、社会に出るま

での教育が果たす役割は大きいため、男女に関わらず成長の各段階において職業観や社会で果たすべき役割などについて幅広くキャリア教育を実施していくことが求められます。

(2) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の実現が一人ひとりにとって、もっと身近な問題と捉えられるよう、また、より多くの府民の理解と共感を広げられるよう、取組みを進めることが必要です。

特に、男女共同参画は自分自身にかかわる重要な問題であるとの認識が男性にも深まるよう取り組んでいくことや、社会的に影響力を持つ層を対象とした啓発を重点的に実施することで、男女共同参画意識を醸成していくことが重要です。

【具体的な取組み例】

① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組みの推進

若い世代には育児や就職難、中高年層には介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるよう、男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等月間等の多様な機会を通じて啓発活動を行うことが必要です。

② オピニオンリーダー層への意識啓発

企業経営者など組織の指導的な立場にある層やオピニオンリーダーなど社会的に影響力の大きい層に対し重点的に啓発を行い、男女共同参画社会に関する理解を促進することが必要です。

③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保

女性が自らの意思によって高等教育を受けることなど社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけること、多様な職業を選択できるような指導を行うこと、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した生涯にわたる学習機会を提供することが必要です。

④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成

女性が育児をしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での子育てや家事を「共に担うもの」と考える意識の改革を図っていくことが必要であり、そのきっかけとして男性の育児休業取得促進を図っていくことは男性本人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組みと考えられます。

また、「イクメン」という言葉をきっかけに男性の子育てへの認識が広まったように、今後は「イクジイ」など退職後においても育児に関わる男性の役割が期待されます。介護についても男性が積極的に参画するよう、企業による支援制度の整備・充実や行政によるさらなる啓発活動が必要です。

⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進

メディアを通じたわいせつ情報に対して関係法令の適用による取締りを進めるほか、府の広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」などを活用した取組みを進めることが必要と考えます。

⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

各種統計・調査を行う際には性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とともに、府民意識調査その他の各種の調査を実施し、男女共同参画にかかる調査・研究を進めることができます。そして、統計や調査・研究の結果を広く府民に公表することも必要です。

(3) 地域活動への参画促進

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。一方、地域活動としての自治会活動への参加意識は高いものの、仕事との両立が難しいなどの理由により参加が進んでいない実態も明らかになっています。

地域活動が男性だけ、又は女性だけに偏って行われるなど、性別や年齢等により役割が固定化されることがないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

【具体的な取組み例】

① 地域における男女共同参画の促進

男性の自治会や防災活動への参画を促進するためには、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要です。

働く男性の地域活動への参加は自治会等の活性化にも寄与するものであり、自治会支援に取り組む市町村への支援にもつながるものと考えます。また、近年の震災における経験から地域における防災力の強化には女性の視点が不可欠であることが明らかになっており、この視点からの防災体制を整備していくことが重要です。

(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関する深い各種条約、北京宣言等の女性の地位向上のための国際規範・基準などの調査研究を行い、幅広く府民に理解を深めるための情報提供等を積極的に行っていく必要があります。

【具体的な取組み例】

① 国際理解教育の促進、外国人情報コーナーの設置等

男女平等に関する海外の情報や男女共同参画に関するグローバルに活動している女性の情報を収集し、市町村や府民に情報提供していくことや、府に滞在する外国

人研究者や留学生に対し、府域の男女共同参画に関する情報提供に努めることも必要です。

5. 男女共同参画社会の形成に向けて（推進体制について）

より多くの府民に理解と共感を広げながら、男女共同参画の取組みを進めていくには、男女共同参画に関する府民のネットワークを広げ、情報の共有化を図るとともに、これまで以上に推進体制の強化を図ることが重要です。

新計画の策定にあたっては、大阪府をはじめ、市町村、女性センター・男女共同参画センター、N P O、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等と連携・協働し、オール大阪での取組みに向けた推進体制について検討することが必要と考えます。

（1）オール大阪での連携体制の一層の推進

市町村、女性センター・男女共同参画センター、N P O、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等とのネットワークを構築し、共通テーマのもと一体となって取組みを進めていくことが重要です。特に経済団体との連携を充実強化し、オール大阪での取組み強化を図る視点から推進体制を検討することが必要です。そして、企業経営者をはじめ、各界の指導者層によるトップダウンの取組みをより一層促進することが重要です。

（2）行政の推進体制等の強化・充実

国、府、市町村、他府県の相互連携の強化を図るとともに、府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）について、府民ニーズをより一層把握しつつ、男女共同参画を推進するための拠点施設としての機能を今まで以上に活用することが必要です。

V. おわりに

本答申をまとめるにあたり、審議会では約1年半にわたり議論を重ねました。社会が多様化、複雑化する中、男女共同参画社会の推進には多様な側面からのアプローチが必要ですが、男女共同参画社会基本法や大阪府男女共同参画推進条例の趣旨は変わることなく、意味を持っていると思います。

今日、女性の活躍に大きな注目が集まっています。

本年6月、国は「日本再興戦略」改訂2015を閣議決定し、「成長戦略」の一つとして、「女性の活躍推進」を掲げました。そして、女性の活躍推進について「長年にわたり男性中心で動いてきた職場に従来にない多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながるものである。女性の活躍する場が広がることで、経済社会活動のあらゆる場に変革が起き、これまでにない形での経済成長の実現が可能となる。」と述べています。また、現在検討中の国「第4次男女共同参画基本計画」においては「あらゆる分野における女性の活躍推進」を冒頭に掲げるなど、国を挙げて取組みを進めようとしています。

今年は男女雇用機会均等法制定後30年、女性差別禁止条約批准30年、第4回世界女性会議で北京宣言、行動綱領が採択されて20年を迎える節目の年でもあります。このような節目の年であることを念頭に置き、男女共同参画社会の意義を再確認しながら、女性の活躍推進という国の動向や今日的な課題等も踏まえつつ、より分かりやすい新計画を策定するという観点から議論を進めてきました。

幅広い府民の皆様の協力により、大阪らしい「男女共同参画社会」づくりが推進され、活力ある元気な都市、大阪が形成されることを確信しています。

参 考 资 料

(写)

男女府 第1965号
平成27年1月29日

大阪府男女共同参画審議会
会長 伊藤 公雄 様

大阪府知事 松井 一郎

大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

人口減少社会の本格的な到来、社会経済のグローバル化など人々を取り巻く情勢は急速に変化している。

こうした変化に柔軟に対応し、人々がいきいき暮らすことができる活力ある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、これまで国や地方公共団体は法の趣旨、理念等を踏まえ様々な施策を推進してきた。

大阪府においても「大阪府男女共同参画推進条例」を平成14年に施行し、平成23年度から5年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」に沿って、男女共同参画による社会の活性化や女性に対する暴力の根絶などに向けた様々な施策を総合的、計画的に展開してきた。

しかしながら、社会的な意思決定への女性の参画をさらに促進し、性別による固定的な役割分担意識に妨げられることなく男女がともに個性や能力に応じて活躍でき、将来に希望を持つことができる社会を実現するためには、引き続き一層の取組みが必要である。

平成27年度末で現行プランは終期となることから、これまでの施策の到達点と課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成28年度以降の新たな男女共同参画計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。

第9期大阪府男女共同参画審議会委員

(任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日)

(50音順・敬称略)

あかお 赤尾	かつみ 勝己	関西大学文学部教育文化専修教授
いしくら 石藏	ふみのぶ 文信	大阪樟蔭女子大学学芸部健康栄養学科教授
いとう 伊藤	きみお 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
うえだ 上田	りえこ 理恵子	株式会社マザーネット代表/甲南女子大学人間科学部特任准教授
かいとう 海東	ちひろ 千裕	株式会社高島屋人事部人事担当次長
かわぐち 川口	あきら 章	同志社大学政策学部教授
しぶや 渋谷	もとひろ 元宏	弁護士
なかがわ 中川	ちえみ 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授
なかた 中田	りえこ 理恵子	財団法人大阪府人権協会評議員
にしだ 西田	ひろみ 裕美	読売新聞大阪本社編集局編成部次長
むた 牟田	かずえ 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科(社会学)教授
やまなか 中山	きょうこ 京子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
よしだ 吉田	せいこ 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

(平成27年4月1日現在)

大阪府男女共同参画審議会の審議経過

<大阪府男女共同参画審議会の審議状況>

【第30回】 平成26年1月28日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の策定について
- ・「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」の評価方法について
- ・「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会の設置について

【第31回】 平成27年1月29日

- ・会長及び会長代理の選任について
- ・大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）
- ・男女共同参画社会に関する府民意識調査の報告について
- ・男女共同参画関連施策の評価・検証について

【第32回】 平成27年4月21日

- ・男女共同参画関連施策の評価・検証について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第33回】 平成27年8月18日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

<大阪府男女共同参画審議会「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会の審議状況>

【第1回】 平成26年3月19日

- ・男女共同参画に係る府民意識調査の内容について
- ・プランの評価・検証の考え方の見直しについて

【第2回】 平成26年12月18日

- ・男女共同参画社会に関する府民意識調査の報告について
- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について

【第3回】 平成27年3月27日

- ・男女共同参画関連施策の評価・検証について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第4回】 平成27年6月9日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第5回】 平成27年7月21日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（部会答申案）